

令和7年3月7日

衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準の一部を改正する省令案 に対する意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申

総務省は、衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準の一部を改正する省令案について、令和6年12月26日（木）から令和7年1月29日（水）までの間、意見の募集を行いました。

その結果、29件の意見提出がありましたので、提出された意見及びそれに対する総務省の考え方を公表します。

また、当該意見募集の結果を踏まえ、省令案について、本日、電波監理審議会（会長：笹瀬巖 慶應義塾大学名誉教授）に諮問したところ、原案を適当とする旨の答申を受けました。

総務省では、意見募集の結果及び答申を踏まえ、速やかに制度整備を行う予定です。

1 概要

総務省は、衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準の一部を改正する省令案について、令和6年12月26日（木）から令和7年1月29日（水）までの間、意見の募集を行いました。

2 意見募集の結果

提出された意見及びそれに対する総務省の考え方は別紙のとおりです。

3 電波監理審議会からの答申

上記の意見募集の結果を踏まえ、本日、衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準の一部を改正する省令案について電波監理審議会に諮問したところ、原案を適当とする旨の答申を受けました。

4 今後の予定

意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申を踏まえ、速やかに制度整備を行います。

【関係報道資料】

○衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準の一部を改正する省令案に対する意見の募集（令和6年12月25日）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_02000153.html

連絡先

情報流通行政局 衛星・地域放送課

担当：新井課長補佐、海老原係長、小池官

電話：03-5253-5799（直通）